

学校番号 (83)
学校名 福岡市立勝馬小学校
校長名 小谷 学 印
(生徒指導担当者 坂田 洋一)

平成 3 1 年度 勝馬小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

4月に学校いじめ防止基本方針の共通理解を行い、6月に学校いじめ防止対策委員会において基本的な考え方を確認する。3月に1年間の取組について振り返り、成果と課題を明らかにし、次年度のいじめ防止基本方針を提案する。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) 教職員が一丸となりいじめの未然防止のための取組、研修を積極的に行う。
- (2) いじめの早期発見、早期対応のため些細なことであっても報告・連絡・相談をする。
- (3) 人権感覚を高める人権教育を推進し、自分を大切にし、同じように他の人を大切にする児童を育てる。
- (4) 日常的な遊びや活動を通じて、共感的な人間関係づくりを進める。
- (5) P T Aや関係機関との連携・協力を進め、学校・家庭・地域での情報を共有し、いじめの防止や解決にあたる。

<勝馬小 いじめゼロ宣言>

いじめは絶対にゆるさず、相手のことを考え、勇気を持って行動します。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
 - 福岡市いじめ防止基本方針について全職員で研修を行い、共通理解・共通実践を図る。
 - 学校におけるいじめを生まない取組の充実を一層促進する。
 - 共同的な活動を通して、児童自らが「絆づくり」をするために、教職員が「場づくり」を行う。
 - 児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」を行う。
 - 「いじめに特化したアンケート」を月に1回以上実施し、学期に1回（年間3回程度）「いじめに特化した『無記名』アンケート」を実施する。
 - Q-U等を実施する学年・学級については、結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童生徒には、直ちに組織的かつ

適切な支援を行う。

- 「学校いじめ防止対策委員会」を月1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。（学期に1回は、父母教師会会長、勝馬区長も出席）

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者等との連携を図るとともに、学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。
- 中学校ブロックの小・中学校教務主任が情報を共有するために学期に1回程度の情報交換を行う。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害生徒の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童生徒への対応も含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害児童生徒をはじめ、被害児童生徒の保護者や加害児童生徒・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童生徒の権利・利益を擁護するために当該児童や保護者と十分協議し、別室指導等の個別指導や場合によっては指定学校変更という手段等の柔軟な対応に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。

- (2) 「いじめ対応マニュアル」，教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し，自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために，Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後，事例検討会において，情報を組織的に共有し，支援方針を明確にする。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校基本方針は，学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (2) 周知後，生徒や保護者，地域，いじめ防止対策委員会等での意見交換により改善すべきは柔軟に対応する。
- (3) 学校基本方針に基づき，取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し，必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

○ 名称

勝馬小学校いじめ防止対策委員会

○ 役割

- ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
- ・ 学校における，いじめであるかどうかの判断
- ・ 関係のある児童生徒への事実関係の聴取，組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成（別添資料1参照）

校長，教務担当主幹教諭，生徒指導担当，養護教諭，該当学年教諭
（父母教師会会長，勝馬区長，スクールサポーター）

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

○ 名称

勝馬小学校いじめ防止対策委員会

○ 役割

- ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査
- ・ 調査結果を教育委員会に報告
- ・ 調査結果について関係児童生徒及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

校長，教務担当主幹教諭，生徒指導担当教諭，養護教諭，該当学年教諭

10 いじめ防止等の各取組の年間計画 (P・D・C・Aを記入)

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学校いじめ防止基本方針作成		学校いじめ防止基本方針作成 個別のケース会議 (引き継ぎ)	P D	
5	いじめアンケート (無記名) 児童会による取組 (いじめゼロ取組月間)	D PD	いじめ防止対策委員会 (学級の実態) 家庭訪問 学校警察連絡協議会	D D D	
6	Q-U アンケート 学校生活アンケート いじめアンケート	D D D	いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議	D DC	
7	生活習慣定着度調査 いじめアンケート	D D	いじめ防止対策委員会 教育相談	D D	
8	いじめゼロサミット参加	D	夏季研修 (Q-U 事例検討会) 夏季研修 (いじめの早期発見) ・1 学期の取組の反省 ・2 学期の取組の確認	CA D C AP	
9	児童会による取組 (いじめゼロ 実現プロジェクト)	D D	いじめ防止対策委員会 教育相談	D D	
10	いじめアンケート (無記名)	D	いじめ防止対策委員会	D	
11	いじめアンケート ケータイ教室 (保護者含む) Q-U アンケート	D D D	いじめ防止対策委員会	D	
12	いじめアンケート いじめアンケート	D D	いじめ防止対策委員会 ・学期の取組の反省 ・学期の取組の確認 学校サポーター会議 学校警察連絡協議会 冬季研修 (Q-U 事例検討会)	D C A C D CA	
1	児童会による取組	CA	いじめ防止対策委員会		
2	いじめアンケート (無記名)	D	いじめ防止対策委員会 (学級の実態) 教育相談 学校警察連絡協議会	D D D	
3	いじめアンケート (無記名)	D	学校サポーター会議 いじめ防止対策委員会 ・年間の取組の反省 ・年度の取組の確認	C C A	